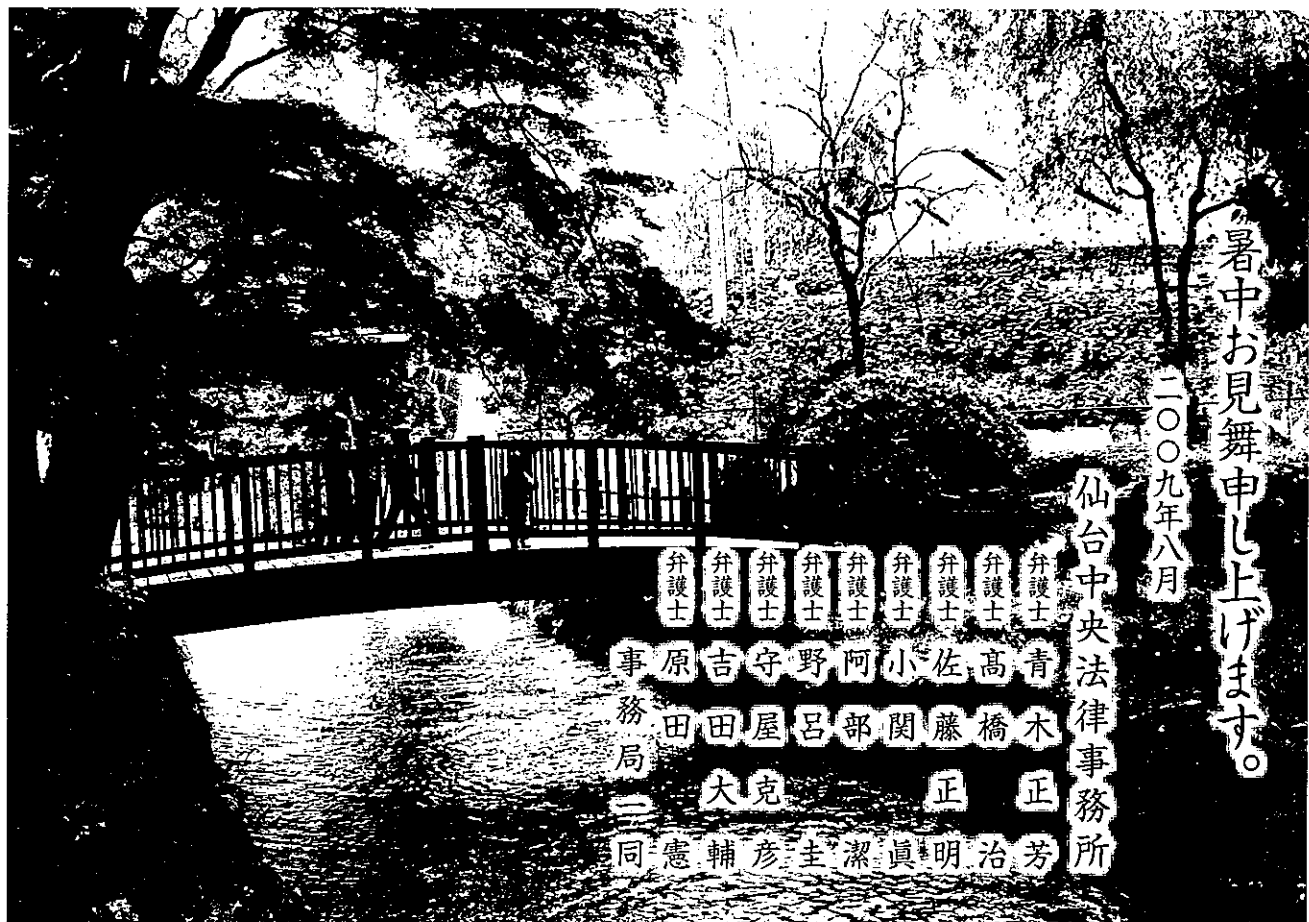


広瀬川

仙台中央法律事務所ニュース (高橋樹石氏書)

発行
仙台中央法律事務所
 〒980-0803
 仙台市青葉区国分町一丁目3番20号
 肴町ビル2階
 電話 (022) 227-2291(代)
 FAX (022) 227-2294
 http://www.s-chuho.com/



暑中お見舞申し上げます。 二〇〇九年八月

仙台中央法律事務所
 青木 正 芳
 高橋 正 治
 佐藤 眞 明
 小関 潔 主
 阿部 野 彦
 野呂 大 克
 守田 憲 輔
 吉田 大 輔
 原田 憲 輔
 事務局長 同

七郷堀(若林区) 撮影・加藤久良

平和のための国民審査 竹内「X」(X)運動を展開中!

弁護士 野呂 圭

来る八月三〇日は衆議院議員総選挙とともに「最高裁判官国民審査」の日でもあります。

この国民審査を受ける最高裁判官の中には竹内行夫裁判官がいます。彼は、小泉内閣時代に外務事務次官としてイラク戦争を支持し、自衛隊イラク派兵を推進した中心的人物です。自衛隊イラク派兵については、二〇〇八年四月一七日に名古屋高裁が「憲法九条一項違反」と判断しました。つまり、竹内裁判官は、違憲である行為を推進した人物なのです。このような人が「憲法の番人」である最高裁判官として適切と言えるでしょうか。

日本国憲法の恒久平和主義の理念を堅持し、かつそれを活かしていくためには、私たち市民の声が重要だと思えます。その「声」を国民審査の場で示そう、というのが「竹内パツテン運動」の目的です。

国民審査は、最高裁判官にふさわしくない人に「X」をつけるという方式で行われます。多くの方が竹内裁判官に「X」をつけるというかたちで、平和のための積極的な行動

をとっていただくことを期待しています。なお、同封したリーフレットは当事務所に多数ありますので、必要な方はご連絡願います。

夜間法律相談開催中

相談日等はお電話 ホームページでご確認下さい。

陸上自衛隊情報保全隊監視差止 国家賠償請求訴訟

弁護士 吉田 大輔

前号までの広瀬川でもお伝えしているこの訴訟は、現在、第六陣まで提訴し、原告は東北全県の一〇七名に達しました。また、代理人も、新たに広く全国の弁護士三三八名の方々に就任頂きました。

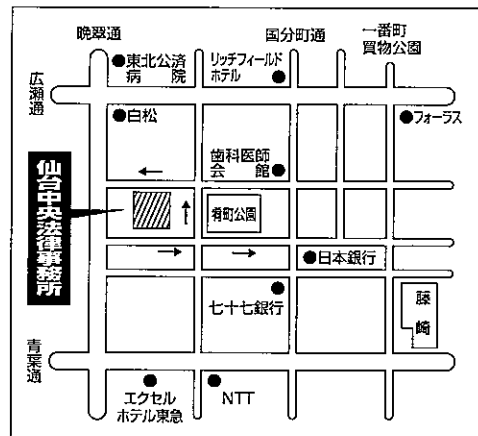
訴訟の進行状況ですが、現在、自衛隊による監視の対象となった原告の方々が、どのような思いで市民活動を

行っていたか、監視されたことでのような精神的苦痛を受けたか等について意見陳述を行い、被害実態を裁判官に直接伝えていきます。監視対象の中には、成人式式場前で憲法の大切さを訴えるピラマキをしていただけの行動も含まれており、市民活動が広く監視され、情報が蓄積されている実態が明らかになりました。

法律相談のご案内

当事務所では左記のとおり相談日を設けております。これから予定している相談日は次のとおりです。

《 相 談 日 》		
8月26日(水)	9月 7日(月)、16日(水)、28日(月)	10月 6日(火)、16日(金)、27日(火)
11月16日(月)、26日(木)	12月 7日(月)、16日(水)	
《相談料》	30分 5,000円	
《連絡先》	022 (227) 2291	



相談は予約制となっておりますので、事前に電話にてご予約下さい。

今後の裁判期日は次の通りで、さらに被害実態を明らかにする予定です。

九月七日(月) 午後四時一五分
十一月二日(月) 午後四時一五分

その後は、自衛隊の実態論及び憲法論について、それぞれ別の学者の方に意見書を作成していただき、法廷での証人尋問に入る予定です。これにより、自衛隊が行っていることが表現の自由、プライバシー権、平和的生存権等の関係で許されないこと、さらには自衛隊の持つ問題性が明らかになると考えています。

多数の方の傍聴をお願い致します。

かじか

あまり報道されていないが、今年、沖縄県立美術館で開かれた「日本国憲法九条下における戦後美術」展で、昭和天皇の肖像を使ったコラージュ作品が展示を拒否された事件があった。戦後六四年、「表現の自由」とはいうが、天皇制など、なお市民にとってのタブーは存在し、その内実が問われているのではないかと、衆議院が解散され、いよいよ総選挙である。「殺の暴力」に辛酸を嘗めさせられてきた時代がやつと終わる、か。その上で、平和と人権擁護の流れをせひとも実現したい▼谷川俊太郎の連作詩「夜中に台所ではくは君に話しかけたかった」中に「小田実」と題する一編がある。「総理大臣一人を責めたつて無駄さ／彼は象徴にすらなれやしない／君の大阪弁は永遠だけど／総理大臣はすぐ代る」と。一九七二年の詩であるが、現在にもよく当てはまるのではないかと▼「九条の会」の呼びかけ人であった。政権交代したとしても、平和が脅かされるようではいけない。私たちは、総理大臣を代えるだけでなく、護憲の旗を守り、日本の社会を市民の権利が守られる、よりよい社会にしていかなければならない。

「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」に基づく市民（裁判員）参加の刑事裁判が、本年五月二一日以降に起訴された重大事件について行われます。仙台においても数件の裁判員裁判対象事件が起訴され、現在、公判前整理手続き（公判の前に争点と証拠を整理し、審理計画を立てる手続き）に付されています。な

裁判員裁判が始まりました

弁護士 原田 憲

お、実際に裁判員が裁判所に呼び出され、公判に参加するのは、一〇月以降となるのが予想されます。

広瀬川第二四一号でも、裁判員裁判へ期待する点や心配な点など、ご説明いたしました。実際に裁判員裁判がはじまりこれまであまり検討されなかった問題点が指摘されています。以下、その問題点についていくつか述べます。

併合審理の問題

まず、併合審理の問題があります。これまでの裁判であれば、ある被告人が、傷害致死罪の他に詐欺罪を犯している場合、両罪を併合審理し、一度の裁判で適正な罪の重さを決めます。併合審理は被告人の利益のために必要と考えられてきました。

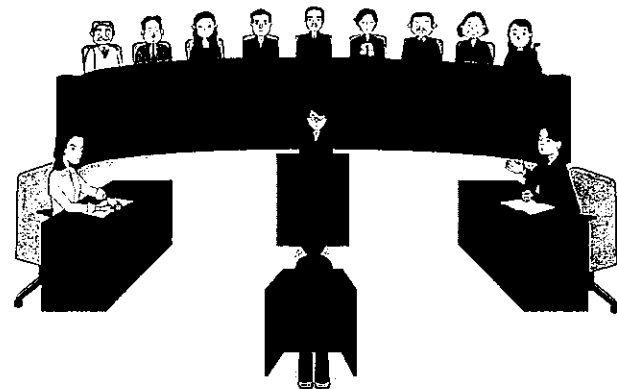
傷害致死罪は裁判員対象事件ですが、詐欺罪は対象事件ではありません。併合審理するならば対象事件でない詐欺罪についても裁判員裁判で審理することになります。裁判所によっては、「裁判員の負担」が重くなることとして併合審理に消極的です。被告人の併合審理の利益が、「裁判員の負担」の軽減という、制度維持の目的のために奪われてしまうおそれがあります。

調書裁判の問題

我国の刑事裁判では、捜査機関が密室で取調べ作成した供述調書を下に裁判官がそれを追認する形で有罪判決を下す状況があり、その「調書裁判」の問題が長く指摘されつづけてきました。裁判員裁判は、この「調書裁判」から脱却する一つの契機とも思われました。

しかし、裁判所は、「裁判員のわかりやすさ」を過大に重視する傾向にあり、運用によっては調書偏重のおそれがあると思われれます。

本来、被告人の供述で明らかにすべき事実については、法廷にいる被



告人自身が話せば足りませんから、被告人の捜査段階での供述調書は必要ありません。しかし、裁判所は、裁判員が尋問の形式に慣れておらず尋問では事実が理解し難いとして、まとまりのある供述調書を朗読した方が簡便であると考えているようです。そして、捜査機関に対しては、「これまで以上にわかりやすい供述調書を作成して欲しい」と願っています。

しかし、わかりやすい供述調書を作成するということは、捜査機関が密室における取調べで被告人に自由しやすい作文を作るということです。取調の全過程録画が実現していない現状において、自白強要の危険という従来からの問題点は依然として克服されないこととなります。

評議の問題

(刑事裁判の原則について)

裁判員裁判が開始されるにあたって、各地の裁判所では市民の皆さんの協力を得て模擬裁判が行われました。その結果わかったことですが、裁判長と評議での配分の仕方については顕著な違いがあります。裁判員が「疑わしきは被告人の利益」という刑事裁判の原則を理解しないまま、結論が出されてしまう問題のある評議もありました。

裁判員裁判では、裁判が始まる前に裁判所から刑事裁判の原則について裁判員に説明がありますが、型どおりの説明にとどまります。そして、評議では、多数決で結論を出せますので、議論というより、裁判長が裁判員へ質問し、それぞれの意見を述べてもらうだけで足りるとされてしまいます。

例えば、裁判員が「難しくよくわからないけど、有罪だと思おう」と話したとします。本来「わからない」場合には検察官が立証責任を果たしていないのですから本来無罪です。裁判長は「わからない場合には無罪としなければならないのですよ」と説明し、刑事裁判の原則を徹底させる必要があります。

しかし、裁判長によっては、明らかに刑事裁判の原則の理解が不十分な裁判員に対して、適切に説明することないまま安易に結論を出そうとすることがあります。

裁判員制度については、その実施状況をこれからも注意深く見守る必要があります。また、実際に裁判員に選ばれた市民の方には、被告人の人権擁護に資するより良い刑事裁判実現のため、その責務を十分に果たすことが期待されます。



仙台市立保育所 廃止・民営化問題

弁護士 野呂 圭

一 仙台市は、仙台市立大野田保育所及び原町保育所を廃止し、民営化することを決定し、本年一〇月から民間の法人に保育を移管することとしています。公立保育所廃止して民営化する理由は、老朽化した保育所の建物の建て替えについて民間の力を借りた方が市の財政的負担が減るといわれています。

しかし、仙台市のこのような考えには、子どもの権利条約で定められている「子どもの最善の利益」を図るという観点が欠落していると言わざるを得ません。仙台市は、公立保育所廃止・民営化は現在両保育所に在園している子どもにはメリットがないと発言しており、まさに「大人の都合」（市の都合）によって子どもの利益が犠牲にされているのです。

二 仙台でも公立保育所廃止処分の差止・取消を求めた訴訟を提起しています。同種の訴訟は全国各地でも行われていますが、その中で本年一月二九日に東京高裁が条例で定める公立保育所廃止は行政事

件訴訟法にいう「行政庁の処分」にあたらぬとして保護者らの訴えを却下（門前払い）するという不当な判決を出しました。仙台市もこの判決を引用した主張をしてきています。しかし、この東京高裁判決は、「処分性」を承認してきた他の裁判例や学説と逆行するものであり、裁判による救済の途を閉ざすことにもなりかねません。仙台訴訟では東京高裁判決の誤りを理論的に立証するため、龍谷大学法科大学院教授・広島大学名誉教授の田村和之先生に意見書を書いていただき、裁判所に提出したところです。

三 仙台市の公立保育所廃止・民営化問題の特徴として、年度途中の一〇月移管問題があります。この点については、保護者や保育関係者から多くの異論が出ているにもかかわらず、仙台市は頑として一〇月移管の方針を改めようとしていません。尚絅学院大学名誉教授の野呂アイ先生も、保育計画は四月から翌年三月までの一年度で編

成されているにもかかわらず、年度途中で移管することは、移管後の保育展開に責任を持たない職員が保育課程を編成し長期指導計画を作成することを意味し、保育の質への配慮に欠けるものであること、一〇月から立場の異なる二人の担任（市の職員と引継法人の職員）が気持ちをつつにして合同保育を展開するには保育者の負担が大きくなり、ひいては子ども達の心の揺らぎ、愛着の対象への揺らぎが懸念されること、長年親しんだ保育者との別れがくる一〇月は子どもも達にとって平穏で安定したものは考え難いこと、小学校へ送付する保育所児童保育要録をわずか半年の保育担当者が責任を持って記載できるのか、など一〇月移管の問題を指摘しています。

四 弁護士団では、原告本人尋問のほか、仙台市の担当職員及び引継法人の代表者の証人尋問を申請しており、いかに杜撰な方針（子どもの最善の利益を図らない）で公立保育所廃止が進められているかを明らかにしたいと考えています。

